

八幡浜市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、平成28年1月18日に八幡浜市条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成28年1月18日

八幡浜市長 大城 一郎



記

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住 所 八幡浜市穴井4番耕地163番地
氏 名 石崎 久次

住 所 八幡浜市向灘1736番地
氏 名 谷本 廣一郎

住 所 八幡浜市広瀬二丁目2番22号
氏 名 岩渕 治樹

住 所 八幡浜市保内町須川431番地1
氏 名 都築 且

住 所 八幡浜市松柏甲70番地7
氏 名 遠藤 素子

住 所 八幡浜市向灘229番地30
県営住宅白浜団地1号棟146号
氏 名 齊間 淳子

住 所 八幡浜市松柏乙947番地
氏 名 大山 政司

住 所 八幡浜市大平1番耕地848番地6
氏 名 井上 博幸

住 所 八幡浜市917番地
市営神宮通団地7棟-1
氏 名 宇都宮 富夫

住 所 八幡浜市松柏甲70番地7
氏 名 遠藤 綾

2 請求の要旨

四国電力伊方原子力発電所の再稼働の賛否を問う八幡浜住民投票条例制定請求の要旨

〔1〕四国電力伊方原子力発電所の再稼働は、八幡浜市民のみならず、立地先の伊方町民や周辺自治体住民など、おびただしい数の人々の暮らしや命を左右します。この「再稼働」を今後どうするのかという重大な問題を、9月2日、大城一郎市長が、議会や市民に十分な説明や意見を求めることもなく、他のどの自治体よりも早く、中村県知事に対し「再稼働容認」との回答を出したのは、当事者である市民を軽視

する行為だと考えます。

[2] 私たちは、八幡浜市の主権者として、伊方原発の再稼働を認めるのか否か、その意思を表明する権利と責任を行使するため、住民投票の実施を求め、本条例の制定を請求します。